

# 第27回 福岡市屋外広告物審議会

---

【報告資料】 福岡市屋外広告業者に対する処分基準について

令和2年1月28日

### 1 屋外広告業登録制度について

#### 【屋外広告業とは】

「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。  
 福岡市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は福岡市長の登録を受けなければならない。

参考：令和元年 12 月末現在の登録業者数 897 業者（うち、申請住所が福岡市内 328 業者）

#### <概要>

項目	内容	条文等
登録対象者	市内で屋外広告業を営もうとする者	条例 25
登録の有効期間	5 年間	条例 25, 規則 15
登録の申請	登録申請書等の提出が必要	条例 26, 規則 16~18
登録手数料	10,000 円	条例 43
登録の実施	申請完了後、屋外広告業登録簿に登録	条例 27, 規則 18
欠格要件	欠格要件に該当する場合は登録不可。	条例 28
登録事項の変更の届出	登録後、登録事項に変更があった場合は 30 日以内に変更届を提出	条例 29, 規則 19
業務主任者の設置	営業所ごとに業務主任者を選任	条例 34, 規則 23
標識の掲示	営業所ごとに標識を掲示	条例 35, 規則 24
帳簿の備付け	営業所ごとに営業記録の帳簿を備え、保存	条例 36, 規則 25
登録の取消し等	市長は、屋外広告業者が条例に違反した場合は、登録の取消しや営業停止を命じることができる。	条例 38
罰則等	条例に違反した場合は、罰金等に処せられることがある。	条例 46~47, 49

福岡市屋外広告物条例（昭和 47 年福岡市条例第 60 号）：条例

福岡市屋外広告物条例施行規則：規則

#### 【他都市の処分基準策定状況】

罰則規定とは別に処分基準を設けているのは、下記のとおりである。

(H30 年度末)

	都道府県	政令市
処分基準あり	17	3
処分基準なし	30	17

### 2 処分基準の方針

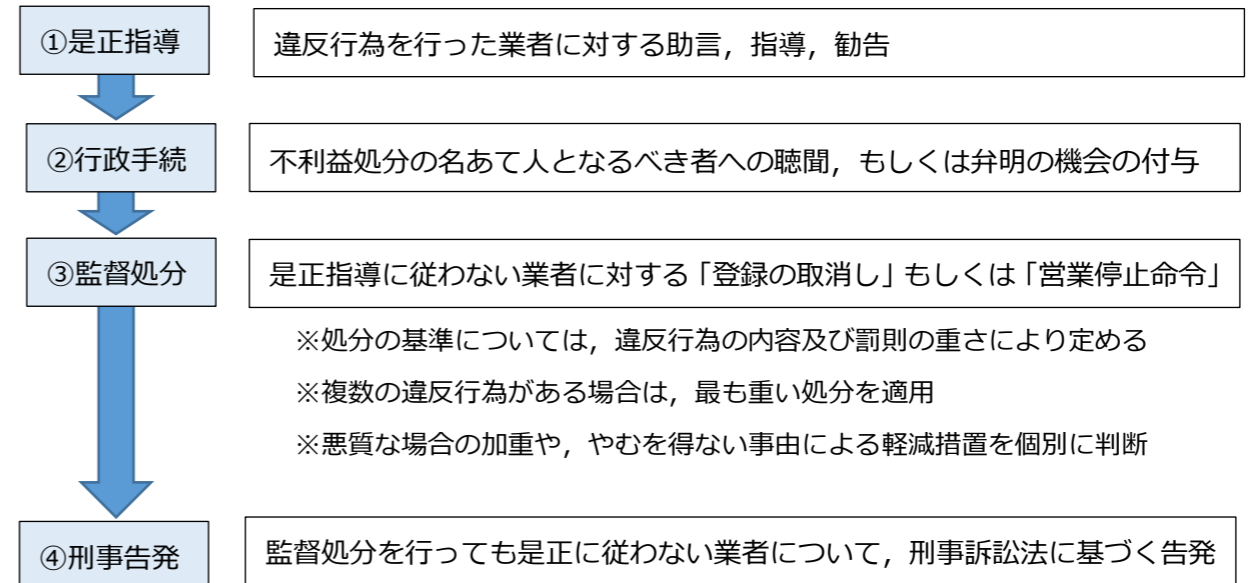
#### 【趣旨・目的】

- 福岡市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができると条例に規定しており、不良業者を排除して良質な業者を育成するため、屋外広告業者に対する処分の具体的な基準を定める。
- この基準は、福岡市行政手続条例（平成 7 年福岡市条例第 56 号）及び条例に基づく処分基準である。

#### 【処分基準の考え方】

- 処分に至るまでに助言や勧告などの是正指導を迅速かつ丁寧に行うことで、違反行為の抑止効果が期待されるため、違反行為毎の処分基準とする。
- 対象となる違反行為は条例第 38 条第 1 項の規定により処分が定められている行為とする。
- 違反広告物を表示または設置した屋外広告業者に対しては、屋外広告業の処分と合わせて別途定める「福岡市違反広告物是正指導要綱」に沿った指導を行う。

#### 「是正手順」



### 3 今後のスケジュール

- 令和 2 年 1 月 28 日 屋外広告物審議会にて報告
- 令和 2 年 4 月 登録業者に対する説明会の実施
- 令和 2 年 5 月 1 日 要綱策定（予定）

（屋外広告物条例第 38 条第 1 項）

次の事項に該当するときは、その登録を**取り消し**、又は 6 月以内の期間を定めてその**営業の全部若しくは一部の停止**を命じることができる。

1号	不正の手段により、屋外広告業の登録(更新を含む)を受けたとき。	登録取消
2号	屋外広告物条例第 28 条第 1 項の(2)、(4)~(9)のいずれかに該当することとなったとき。  第 28 条第 1 項 (2) 登録を取り消された法人役員で、取消日前 30 日以内にその法人の役員であった者で、その取り消しの日から 2 年を経過しない者 (4) 福岡市屋外広告物条例違反で罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者 (5) 福岡市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員 (6) 福岡市暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者 (7) 未成年者の法定代理人が、上記(1)から(6)のいずれかに該当するもの (8) 法人で、その役員のうち、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者があるもの (9) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者	登録取消
3号	登録事項の変更の届出をしなかったり、又は虚偽の届出をしたとき。	停止 90 日

福岡市屋外広告物条例又はこれに基づく処分に違反したとき。  ※要綱では罰則を規定する条例第 46~47 条, 第 49 条の違反を対象に、「登録の取消し」もしくは「業務の全部又は一部停止 (180~30 日)」を行うものとする。			
46 条	1	登録を受けないで屋外広告業を営んだ者	刑事告発
	2	不正の手段により登録を受けた者	登録取消
	3	上記登録の取り消し、業務の全部又は一部停止の営業の停止命令に違反した者	登録取消
47 条	1	禁止地域・禁止物件に広告物を表示又は掲出した者、又は許可を受けずに広告物の表示・掲出をした者	停止 90 日
	2	許可を受けた広告物を、許可なく変更・改造をした者	停止 90 日
	3	許可期間の満了又は許可取り消しによる広告物の除却義務に違反した者	停止 90 日
	4	許可違反の広告物の表示又は掲出物件の設置に対する設置の停止等市長の命令に違反した者	停止 180 日
	5	広告物の表示者等のうち、市長の求めに対し、報告や資料の提出をせず、又は虚偽の報告や資料の提出をし、又は検査に対する拒否や妨げ若しくは忌避をした者	停止 60 日
	6	登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	停止 90 日
	7	業務主任者を選任しなかった者	登録取消
	8	福岡市の区域内で屋外広告業を営む者のうち、市長の求めに対し、報告や資料の提出をせず、又は虚偽の報告や資料の提出をし、又は検査に対する拒否や妨げ若しくは忌避をした者	停止 60 日
49 条	1	廃業の届出を怠った者	すでに廃業しているため、 停止期間等なし
	2	営業所に標識を掲げなかった者	停止 30 日
	3	営業所に帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保管しなかった者	停止 30 日